

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和2年8月14日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センター長 大川 勝正

2 担当部局

〒410-0022 静岡県沼津市大岡3981-1

静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センター

電話番号 055-925-1100

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第10号

(2) 工事名

令和2年度静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センター電気室発電機切替盤修繕工事

(3) 工事箇所

静岡県沼津市大岡地内

(4) 工事概要

静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センターの電気室発電機切替盤修繕工事 一式

(5) 工事期間

契約日から令和3年3月19日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法第3条第1項に規定する営業所が県内にあり、当該営業所が電気工事の静岡県建設工事競争入札参加資格を有していること。
- (3) 建設工事入札参加資格者名簿に登載された1級技術者数又は2級技術者数が1名以上であること。
- (4) 適正な主任技術者を配置できること。
- (5) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2

条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 5 入札説明書等の配布期間、配布場所、配布方法

### (1) 配布期間

令和2年8月14日（金）から令和2年8月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

### (2) 配布場所

上記2に同じ

### (3) 配布方法

無料で直接配布する。

## 6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

### (1) 提出期間

令和2年8月14日（金）から令和2年8月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

### (2) 提出書類

郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 建設工事入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し

### (3) 提出場所

上記2に同じ

(4) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和2年8月21日（金）までに通知する。

## 7 入札手続等

### (1) 入札執行日時

令和2年8月25日(火) 午前10時30分

### (2) 入札執行の場所

静岡県沼津市大岡3981-1 静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センター 本館1階会議室

### (3) 入札方法

ア 郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所へ持参し、提出すること。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

### (4) 入札価格(工事費)内訳書

工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。

また、入札後12か月以内に、執行機関の必要に応じ、より詳細な項目を記載した内訳書を提出する。

### (5) 入札保証金

免除

### (6) 契約保証金

納付(契約金額の100分の10以上)。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

### (7) 前払金

請負代金が200万円以上の場合、請負代金の60%以内(ただし中間前払金20%を含む。)

### (8) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は建設工事等競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

### (9) 落札者の決定方法

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、入札価格が「最低制限価格」を下回った場合には、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により当該入札者を落札者とししない。

### (10) 最低制限価格

設定有（最低制限価格の補正無）

(11) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センター（電話055-925-1100）とする。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 詳細は建設工事競争契約入札心得による。